# 承認第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のと おり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和5年5月15日提出

木津川市長 谷口 雄一

# 専決処分書

議会の議決すべき下記の事件について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

木津川市長 河井 規子

記

木津川市国民健康保険税条例の一部改正について

# 木津川市条例第14号

# 木津川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

木津川市国民健康保険税条例(平成20年木津川市条例第4号)の一部を次のよう に改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(課税額)	(課税額)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 (略)	2 (略)
   3 第1項第9号の後期喜齢考支援全等	3 第1項9号の後期高齢者支援全等課

課税額は、世帯主(前条第2項の世帯) 主を除く。) 及びその世帯に属する被 保険者につき算定した所得割額並びに 被保険者均等割額及び世帯別平等割額 の合算額とする。ただし、当該合算額 が22万円を超える場合においては、 後期高齢者支援金等課税額は、22万 円とする。

## 4 (略)

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる 国民健康保険税の納税義務者に対して 課する国民健康保険税の額は、第2条 第2項本文の基礎課税額からア及びイ

- 弗1垻弗2方の俊期尚断有文抜金寺|3 - 弗1垻2方の俊期尚断有文抜金寺誅 税額は、世帯主(前条第2項の世帯主 を除く。)及びその世帯に属する被保 険者につき算定した所得割額並びに被 保険者均等割額及び世帯別平等割額の 合算額とする。ただし、当該合算額が 20万円を超える場合においては、後 期高齢者支援金等課税額は、20万円 とする。

# 4 (略)

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる 国民健康保険税の納税義務者に対して 課する国民健康保険税の額は、第2条 第2項本文の基礎課税額からア及びイ

に掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及び工に掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

# (1) (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

に掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及び工に掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

## (1) (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア〜カ(略)

ア〜カ (略)

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア〜カ (略)

2 (略)

(特例対象被保険者等に係る申告)

第24条の2 (略)

2 前項の申告書の提出に当たり、当該 納税義務者は、雇用保険受給資格者証 (雇用保険法施行規則(昭和50年労 働省令第3号)第17条の2第1項第 1号に規定するものをいう。)<u>又は雇</u> 用保険受給資格通知(同令第19条第 3項に規定するものをいう。)の提示 を求められた場合には、これらを提示 しなければならない。 (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア〜カ (略)

2 (略)

(特例対象被保険者等に係る申告)

第24条の2 (略)

2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。) その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

附則

#### $1\sim5$ (略)

(公的年金等に係る所得に係る国民健 康保険税の課税の特例)

6 当分の間、世帯主又はその世帯に属 する国民健康保険の被保険者若しくは 特定同一世帯所属者が、前年中に所得 税法第35条第3項に規定する公的年 金等に係る所得について同条第4項に 規定する公的年金等控除額(年齢65 歳以上である者に係るものに限る。) の控除を受けた場合における第23条 の規定の適用については、同条第1項 中「法第703条の5第1項に規定す る総所得金額及び山林所得金額」とあ るのは「法第703条の5第1項に規 定する総所得金額(所得税法第35条 第3項に規定する公的年金等に係る所 得については、同条第2項第1号の規 定によって計算した金額から15万円 を控除した金額によるものとする。) 及び山林所得金額」と、「110万 円」とあるのは「125万円」とす る。

(上場株式等に係る配当所得等に係る 国民健康保険税の課税の特例)

康保険の被保険者若しくは特定同一世

附則

## $1 \sim 5$ (略)

(公的年金等に係る所得に係る国民健 康保険税の課税の特例)

6 当分の間、世帯主又はその世帯に属 する国民健康保険の被保険者若しくは 特定同一世帯所属者が、前年中に所得 税法第35条第3項に規定する公的年 金等に係る所得について同条第4項に 規定する公的年金等控除額(年齢65 歳以上である者に係るものに限る。) の控除を受けた場合における第23条 第1項の規定の適用については、同項 中「法第703条の5第1項に規定す る総所得金額及び山林所得金額」とあ るのは「法第703条の5第1項に規 定する総所得金額(所得税法第35条 第3項に規定する公的年金等に係る所 得については、同条第2項第1号の規 定によって計算した金額から15万円 を控除した金額によるものとする。) 及び山林所得金額」と、「110万 円」とあるのは「125万円」とす る。

(上場株式等に係る配当所得等に係る 国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健 7 世帯主又はその世帯に属する国民健 康保険の被保険者若しくは特定同一世

帯所属者が法附則第33条の2第5項 の配当所得等を有する場合における第 3条、第6条、第8条及び第23条の 規定の適用については、第3条第1項 中「及び山林所得金額」とあるのは 「及び山林所得金額並びに法附則第3 3条の2第5項に規定する上場株式等 に係る配当所得等の金額」と、「同条 第2項」とあるのは「法第314条の 2第2項」と、同条第2項中「又は山 林所得金額」とあるのは「若しくは山 林所得金額又は法附則第33条の2第 5項に規定する上場株式等に係る配当 所得等の金額」と、第23条第1項中 「及び山林所得金額」とあるのは「及 び山林所得金額並びに法附則第33条 の2第5項に規定する上場株式等に係 る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健 康保険の被保険者若しくは特定同一世 帯所属者が法附則第34条第4項の譲 渡所得を有する場合における第3条、 第6条、第8条及び<u>第23条</u>の規定の 適用については、第3条第1項中「及 び山林所得金額の合計額から同条第2

帯所属者が法附則第33条の2第5項 の配当所得等を有する場合における第 3条、第6条、第8条及び第23条第 1項の規定の適用については、第3条 第1項中「及び山林所得金額」とある のは「及び山林所得金額並びに法附則 第33条の2第5項に規定する上場株 式等に係る配当所得等の金額」と、 「同条第2項」とあるのは「法第31 4条の2第2項」と、同条第2項中 「又は山林所得金額」とあるのは「若 しくは山林所得金額又は法附則第33 条の2第5項に規定する上場株式等に 係る配当所得等の金額」と、第23条 第1項中「及び山林所得金額」とある のは「及び山林所得金額並びに法附則 第33条の2第5項に規定する上場株 式等に係る配当所得等の金額」とす る。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健 康保険の被保険者若しくは特定同一世 帯所属者が法附則第34条第4項の譲 渡所得を有する場合における第3条、 第6条、第8条及び<u>第23条第1項</u>の 規定の適用については、第3条第1項 中「及び山林所得金額の合計額から同 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、

「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額」とあるのは「法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

### 9 (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る

条第2項」とあるのは「及び山林所得 金額並びに法附則第34条第4項に規 定する長期譲渡所得の金額(租税特別 措置法(昭和32年法律第26号)第 33条の4第1項若しくは第2項、第 34条第1項、第34条の2第1項、 第34条の3第1項、第35条第1 項、第35条の2第1項、第35条の 3第1項又は第36条の規定に該当す る場合には、これらの規定の適用によ り同法第31条第1項に規定する長期 譲渡所得の金額から控除する金額を控 除した金額。以下この項において「控 除後の長期譲渡所得の金額」という。) の合計額から法第314条の2第2 項」と、「及び山林所得金額の合計額 (」とあるのは「及び山林所得金額並 びに控除後の長期譲渡所得の金額の合 計額(」と、同条第2項中「又は山林 所得金額」とあるのは「若しくは山林 所得金額又は法附則第34条第4項に 規定する長期譲渡所得の金額」と、第 23条第1項中「及び山林所得金額」 とあるのは「及び山林所得金額並びに 法附則第34条第4項に規定する長期 譲渡所得の金額」とする。

### 9 (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る

# 国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民 健康保険の被保険者若しくは特定同一 世帯所属者が法附則第35条の2第5 項の一般株式等に係る譲渡所得等を有 する場合における第3条、第6条、第 8条及び第23条の規定の適用につい ては、第3条第1項中「及び山林所得」 金額」とあるのは「及び山林所得金額 並びに法附則第35条の2第5項に規 定する一般株式等に係る譲渡所得等の 金額」と、「同条第2項」とあるのは 「法第314条の2第2項」と、同条 第2項中「又は山林所得金額」とある のは「若しくは山林所得金額又は法附 則第35条の2第5項に規定する一般 株式等に係る譲渡所得等の金額」と、 第23条第1項中「及び山林所得金 額」とあるのは「及び山林所得金額並 びに法附則第35条の2第5項に規定 する一般株式等に係る譲渡所得等の金 額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る 国民健康保険税の課税の特例)

1 1 世帯主又はその世帯に属する国民 健康保険の被保険者若しくは特定同一 世帯所属者が法附則第35条の2の2 第5項の上場株式等に係る譲渡所得等

## 国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民 健康保険の被保険者若しくは特定同一 世帯所属者が法附則第35条の2第5 項の一般株式等に係る譲渡所得等を有 する場合における第3条、第6条、第 8条及び第23条第1項の規定の適用 については、第3条第1項中「及び山 林所得金額」とあるのは「及び山林所 得金額並びに法附則第35条の2第5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所 得等の金額」と、「同条第2項」とあ るのは「法第314条の2第2項」 と、同条第2項中「又は山林所得金 額」とあるのは「若しくは山林所得金 額又は法附則第35条の2第5項に規 定する一般株式等に係る譲渡所得等の 金額」と、第23条第1項中「及び山 林所得金額」とあるのは「及び山林所 得金額並びに法附則第35条の2第5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所 得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る 国民健康保険税の課税の特例)

1 1 世帯主又はその世帯に属する国民 健康保険の被保険者若しくは特定同一 世帯所属者が法附則第 3 5 条の 2 の 2 第 5 項の上場株式等に係る譲渡所得等

を有する場合における第3条、第6 条、第8条及び第23条の規定の適用 については、第3条第1項中「及び山 林所得金額」とあるのは「及び山林所 得金額並びに法附則第35条の2の2 第5項に規定する上場株式等に係る譲 渡所得等の金額」と、「同条第2項」 とあるのは「法第314条の2第2 項」と、同条第2項中「又は山林所得 金額」とあるのは「若しくは山林所得 金額又は法附則第35条の2の2第5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所 得等の金額」と、第23条第1項中 「及び山林所得金額」とあるのは「及 び山林所得金額並びに法附則第35条 の2の2第5項に規定する上場株式等 に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民 健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民 健康保険の被保険者若しくは特定同一 世帯所属者が法附則第35条の4第4 項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を 有する場合における第3条、第6条、 第8条及び<u>第23条</u>の規定の適用につ いては、第3条第1項中「及び山林所 得金額」とあるのは「及び山林所得金

を有する場合における第3条、第6 条、第8条及び第23条第1項の規定 の適用については、第3条第1項中 「及び山林所得金額」とあるのは「及 び山林所得金額並びに法附則第35条 の2の2第5項に規定する上場株式等 に係る譲渡所得等の金額」と、「同条 第2項」とあるのは「法第314条の 2第2項」と、同条第2項中「又は山 林所得金額」とあるのは「若しくは山 林所得金額又は法附則第35条の2の 2第5項に規定する上場株式等に係る 譲渡所得等の金額」と、第23条第1 項中「及び山林所得金額」とあるのは 「及び山林所得金額並びに法附則第3 5条の2の2第5項に規定する上場株 式等に係る譲渡所得等の金額」とす る。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民 健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民 健康保険の被保険者若しくは特定同一 世帯所属者が法附則第35条の4第4 項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を 有する場合における第3条、第6条、 第8条及び<u>第23条第1項</u>の規定の適 用については、第3条第1項中「及び 山林所得金額」とあるのは「及び山林 額並びに法附則第35条の4第4項に 規定する先物取引に係る雑所得等の金 額」と、「同条第2項」とあるのは 「法第314条の2第2項」と、同条 第2項中「又は山林所得金額」とある のは「若しくは山林所得金額又は法附 則第35条の4第4項に規定する先物 取引に係る雑所得等の金額」と、第2 3条第1項中「及び山林所得金額」と あるのは「及び山林所得金額並びに法 附則第35条の4第4項に規定する先 物取引に係る雑所得等の金額」と あるのは「及び山林所得金額並びに法 附則第35条の4第4項に規定する先 物取引に係る雑所得等の金額」とす る。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民 健康保険の被保険者若しくは特定同一 世帯所属者が法附則第33条の3第5 項の事業所得又は雑所得を有する場合 における第3条、第6条、第8条及び 第23条の規定の適用については、第 3条第1項中「及び山林所得金額」と あるのは「及び山林所得金額並びに法 附則第33条の3第5項に規定する土 地等に係る事業所得等の金額」と、 「同条第2項」とあるのは「法第31 4条の2第2項」と、同条第2項中 「又は山林所得金額」とあるのは「若 所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民 健康保険の被保険者若しくは特定同一 世帯所属者が法附則第33条の3第5 項の事業所得又は雑所得を有する場合 における第3条、第6条、第8条及び 第23条第1項の規定の適用について は、第3条第1項中「及び山林所得金 額」とあるのは「及び山林所得金額並 びに法附則第33条の3第5項に規定 する土地等に係る事業所得等の金額」 と、「同条第2項」とあるのは「法第 314条の2第2項」と、同条第2項 中「又は山林所得金額」とあるのは しくは山林所得金額又は法附則第33 条の3第5項に規定する土地等に係る 事業所得等の金額」と、第23条第1 項中「及び山林所得金額」とあるのは 「及び山林所得金額並びに法附則第3 3条の3第5項に規定する土地等に係 る事業所得等の金額」とする。

### 14 · 15 (略)

(条約適用利子等に係る国民健康保険 税の課税の特例)

16 世帯主又はその世帯に属する国民 健康保険の被保険者若しくは特定同一 世帯所属者が租税条約等の実施に伴う 所得税法、法人税法及び地方税法の特 例等に関する法律(昭和44年法律第 4 6 号。以下「租税条約等実施特例 法」という。) 第3条の2の2第10 項に規定する条約適用利子等に係る利 子所得、配当所得、譲渡所得、一時所 得及び雑所得を有する場合における第 3条、第6条、第8条及び第23条の 規定の適用については、第3条第1項 中「及び山林所得金額の合計額から同 条第2項」とあるのは「及び山林所得 金額並びに租税条約等の実施に伴う所 得税法、法人税法及び地方税法の特例 等に関する法律(昭和44年法律第4 6号。以下「租税条約等実施特例法」

「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

## 14 · 15 (略)

(条約適用利子等に係る国民健康保険 税の課税の特例)

16 世帯主又はその世帯に属する国民 健康保険の被保険者若しくは特定同一 世帯所属者が租税条約等の実施に伴う 所得税法、法人税法及び地方税法の特 例等に関する法律(昭和44年法律第 46号。以下「租税条約等実施特例 法」という。) 第3条の2の2第10 項に規定する条約適用利子等に係る利 子所得、配当所得、譲渡所得、一時所 得及び雑所得を有する場合における第 3条、第6条、第8条及び第23条第 1項の規定の適用については、第3条 第1項中「及び山林所得金額の合計額 から同条第2項」とあるのは「及び山 林所得金額並びに租税条約等の実施に 伴う所得税法、法人税法及び地方税法 の特例等に関する法律(昭和44年法 律第46号。以下「租税条約等実施特

という。)第3条の2の2第10項に 規定する条約適用利子等の額の合計額 から法第314条の2第2項」と、 「及び山林所得金額の合計額(」とあ るのは「及び山林所得金額並びに租税 条約等実施特例法第3条の2の2第1 0項に規定する条約適用利子等の額の 合計額(」と、同条第2項中「又は山 林所得金額」とあるのは「若しくは山 林所得金額又は租税条約等実施特例法 第3条の2の2第10項に規定する条 約適用利子等の額」と、第23条第1 項中「及び山林所得金額」とあるのは 「及び山林所得金額並びに租税条約等 実施特例法第3条の2の2第10項に 規定する条約適用利子等の額」とす る。

(条約適用配当等に係る国民健康保険 税の課税の特例)

17 世帯主又はその世帯に属する国民 健康保険の被保険者若しくは特定同一 世帯所属者が租税条約等実施特例法第 3条の2の2第12項に規定する条約 適用配当等に係る利子所得、配当所得 及び雑所得を有する場合における第3 条、第6条、第8条及び<u>第23条</u>の規 定の適用については、第3条第1項中 「及び山林所得金額の合計額から同条 例法」という。)第3条の2の2第1 0項に規定する条約適用利子等の額の 合計額から法第314条の2第2項」 と、「及び山林所得金額の合計額(」 とあるのは「及び山林所得金額並びに 租税条約等実施特例法第3条の2の2 第10項に規定する条約適用利子等の 額の合計額(」と、同条第2項中「又 は山林所得金額」とあるのは「若しく は山林所得金額又は租税条約等実施特 例法第3条の2の2第10項に規定す る条約適用利子等の額」と、第23条 第1項中「及び山林所得金額」とある のは「及び山林所得金額並びに租税条 約等実施特例法第3条の2の2第10 項に規定する条約適用利子等の額」と する。

(条約適用配当等に係る国民健康保険 税の課税の特例)

17 世帯主又はその世帯に属する国民 健康保険の被保険者若しくは特定同一 世帯所属者が租税条約等実施特例法第 3条の2の2第12項に規定する条約 適用配当等に係る利子所得、配当所得 及び雑所得を有する場合における第3 条、第6条、第8条及び第23条第1 項の規定の適用については、第3条第 1項中「及び山林所得金額の合計額か

第2項」とあるのは「及び山林所得金 額並びに租税条約等の実施に伴う所得 税法、法人税法及び地方税法の特例等 に関する法律(昭和44年法律第46 号。以下「租税条約等実施特例法」と いう。) 第3条の2の2第12項に規 定する条約適用配当等の額の合計額か ら法第314条の2第2項」と、「及 び山林所得金額の合計額(」とあるの は「及び山林所得金額並びに租税条約 等実施特例法第3条の2の2第12項 に規定する条約適用配当等の額の合計 額(」と、同条第2項中「又は山林所」 得金額」とあるのは「若しくは山林所 得金額又は租税条約等実施特例法第3 条の2の2第12項に規定する条約適 用配当等の額」と、第23条第1項中 「及び山林所得金額」とあるのは「及 び山林所得金額並びに租税条約等実施 特例法第3条の2の2第12項に規定 する条約適用配当等の額」とする。

18・19 (略)

ら同条第2項」とあるのは「及び山林 所得金額並びに租税条約等の実施に伴 う所得税法、法人税法及び地方税法の 特例等に関する法律(昭和44年法律 第46号。以下「租税条約等実施特例 法」という。) 第3条の2の2第12 項に規定する条約適用配当等の額の合 計額から法第314条の2第2項 と、「及び山林所得金額の合計額(」 とあるのは「及び山林所得金額並びに 租税条約等実施特例法第3条の2の2 第12項に規定する条約適用配当等の 額の合計額(」と、同条第2項中「又 は山林所得金額」とあるのは「若しく は山林所得金額又は租税条約等実施特 例法第3条の2の2第12項に規定す る条約適用配当等の額」と、第23条 第1項中「及び山林所得金額」とある のは「及び山林所得金額並びに租税条 約等実施特例法第3条の2の2第12 項に規定する条約適用配当等の額」と する。

18・19 (略)

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の木津川市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の 年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税につい ては、なお従前の例による。